

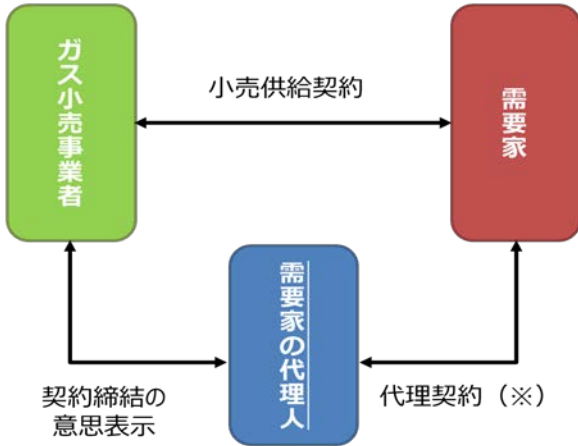
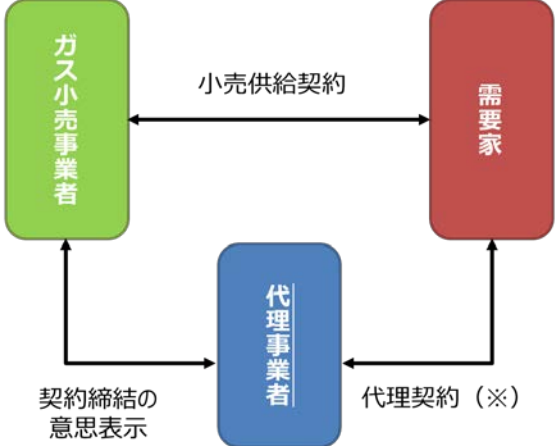
「ガスの小売営業に関する指針」 新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>序 ガスの小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(1) 本指針の必要性及び構成</p> <p>平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、市場の垣根を撤廃し、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進する方針が示された。これを踏まえ、<u>第189回国会</u>において、①ガスの小売業への参入の全面自由化、②ガス料金の規制の撤廃に係る措置の整備、③ガス導管事業の中立性の確保等の措置を講ずるべく「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）」が成立した。</p> <p>平成29年4月1日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、従来は基本的に大口部門のみ自由化されていたガスの小売業への参入が、小口部門を含めて全面自由化されることとなった。</p> <p>本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス事業に参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法（<u>昭和29年法律第51号</u>）及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的とするものである。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 本指針で用いる用語の定義</p> <p>以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指針：ガスの小売営業に関する指針 <p>(削る)</p>	<p>序 ガスの小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(1) 本指針の必要性及び構成</p> <p>平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、市場の垣根を撤廃し、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進する方針が示された。これを踏まえ、<u>第189回通常国会</u>において、①ガスの小売業への参入の全面自由化、②ガス料金の規制の撤廃に係る措置の整備、③ガス導管事業の中立性の確保等の措置を講ずるべく「電気事業法等の一部を改正する等の法律」が成立した。</p> <p>平成29年4月1日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、従来は基本的に大口部門のみ自由化されていたガスの小売業への参入が、小口部門を含めて全面自由化されることとなった。</p> <p>本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス事業に参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的とするものである。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 本指針で用いる用語の定義</p> <p>以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指針：ガスの小売営業に関する指針 ・ガス事業法：電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）

改 定 後	現 行
<p>(削る)</p> <p>・ <u>施行令：ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）</u></p> <p>・ <u>施行規則：ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）</u></p> <p>(略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p>i) 供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守</p> <p>ガス事業法では、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするときは、料金その他の供給条件（需要家が解除を申し出た場合の違約金等の内容を含む。以下同じ。）について、需要家に対し説明することが義務付けられている（ガス事業法第14条第1項）。また、当該説明をするときは、需要家に対し、料金その他の供給条件を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第14条第2項及び第3項）。</p> <p>ii) セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如</p> <p>(略)</p> <p>① セット販売時の料金及びセット割引等の表示について</p> <p>ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を説明し、これを契約締結前・締結後交付書面に記載しなければならない（ガス事業法第14条及び第15条並びに<u>施行規則第13条第1項第7号及び第7項並びに第14条第2項第4号</u>）。このため、ガスと他の商品・役務のセット販売を行う場合も、ガス料金の額の算出方法については明示する必要がある。これに対して、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを常に明示させるとす</p>	<p><u>第5条による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）</u></p> <p>・ <u>小売登録省令：ガス小売事業の登録の申請等に関する省令（平成28年経済産業省令第85号）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p>i) 供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守</p> <p>ガス事業法では、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするときは、料金その他の供給条件（需要家が解除を申し出た場合の違約金等の内容を含む。以下同じ。）について、需要家に対し説明することが義務付けられている（ガス事業法第14条第1項）。また、当該説明をするときは、需要家に対し、料金その他の供給条件を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第14条第2項及び第3項）。</p> <p>ii) セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如</p> <p>(略)</p> <p>① セット販売時の料金及びセット割引等の表示について</p> <p>ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を説明し、これを契約締結前・締結後交付書面に記載しなければならない（ガス事業法第14条及び第15条並びに<u>小売登録省令第3条第1項第7号及び第7項並びに第4条第2項第3号</u>）。このため、ガスと他の商品・役務のセット販売を行う場合も、ガス料金の額の算出方法については明示する必要がある。これに対して、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを常に明示させるとすれば、「ガスと他の商品・役務の</p>

改 定 後	現 行
<p>れば、「ガスと他の商品・役務のセットで毎月●●円割引」といった料金メニューの設定が困難となり、自由な商品開発の妨げになると考えられる。このため、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを明示する必要まではない。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p>i) スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明</p> <p>需要家がスイッチングをする場合、切替え前のガス小売事業者との間の小売供給契約（以下「旧小売供給契約」という。）の解除が必要となり、また当該解除に伴い違約金等が発生することがあり得るが、需要家がこれらを認識しないままスイッチングをしてしまう事態が想定される。このため、切替え後のガス小売事業者は、当該需要家に対し、供給条件の説明の際、旧小売供給契約の解除が必要となること及び当該解除の条件によっては、解除により違約金等の発生等の需要家の負担が生じる可能性があることを説明することが望ましい。これにより、需要家が旧小売供給契約の解除の必要性及び解除に伴う負担についても十分認識した上でスイッチングをするかどうかを判断できるようになることが期待される。</p> <p>また、他のエネルギーからいわゆる都市ガスへエネルギー源を切り替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性がある。こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先のガス小売事業者が需要家に対して、上記同様の説明に加え、切替え前の事業者との間の他のエネルギーの供給契約上の解除の条件によっては、一定期間前に当該切替え前の事業者に対して解除を通知する必要がある旨を説明することが望ましい。</p> <p>ii) 需要家代理モデルにおける説明等</p> <p>需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家</p>	<p>セットで毎月●●円割引」といった料金メニューの設定が困難となり、自由な商品開発の妨げになると考えられる。このため、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを明示する必要まではない。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p>i) スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明</p> <p>需要家がスイッチングをする場合、切替え前のガス小売事業者との間の小売供給契約（以下「旧小売供給契約」という。）の解除が必要となり、また当該解除に伴い違約金等が発生することがあり得るが、需要家がこれらを認識しないままスイッチングをしてしまう事態が想定される。このため、切替え後のガス小売事業者は、当該需要家に対し、供給条件の説明の際、旧小売供給契約の解除が必要となること及び当該解除の条件によっては、解除により違約金等の発生等の需要家の負担が生じる可能性があることを説明することが望ましい。これにより、需要家が旧小売供給契約の解除の必要性及び解除に伴う負担についても十分認識した上でスイッチングをするかどうかを判断できるようになることが期待される。</p> <p>また、他のエネルギーからいわゆる都市ガスへエネルギー源を切替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性がある。こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先のガス小売事業者が需要家に対して、上記同様の説明に加え、切替え前の事業者との間の他のエネルギーの供給契約上の解除の条件によっては、一定期間前に当該切替え前の事業者に対して解除を通知する必要がある旨を説明することが望ましい。</p> <p>ii) 需要家代理モデルにおける説明等</p> <p>需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメ</p>

改 定 後	現 行
<p>にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルの活用により、ガス小売事業者の一括営業による販売経費等の圧縮を通じた安価な料金メニューの適用や、需要家の利用メニューの多様化が可能となり得る。</p> <p>需要家代理モデルにおける代理人はあくまで需要家の代理人であって、ガス小売事業者と代理人との契約の効果が必要家に帰属することとなるが、ガス事業法上の小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。他方、需要家の代理人が当該需要家との小売供給契約に係るガス小売事業者を兼ねる自己契約又は代理業者を兼ねる双方代理であって、需要家に対し自己契約又は双方代理となる旨の同意を得ないときは、需要家の利益を害するおそれがあるため無権代理行為になると解されており（民法（明治29年法律第89号）第108条本文）、ガス小売事業者自身の行為や、ガス小売事業者が行う代理業者に対する指導・監督が適切でないとして問題となることから、ガス事業法第20条に規定される業務改善命令の対象となる場合がある。</p> <p>需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っている。ガス小売事業者等は、需要家の代理人と称する者から小売供給契約の申込みを受けた場合には、当該需要家の代理人と称する者が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを適切な方法により確認することが望ましい。</p> <p>ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理人が必要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家の代理人は、本指針に定められたガス小売業者に求められるものと同等の説明・書面交付、需要家の代理人として行う小売事業者等との契約に係る手数料等の条件の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うべきである。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件等に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件等を十分に理解した上で小売供給を受けることができる</p>	<p>メリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。</p> <p>需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理人であって、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。</p> <p>需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、</p> <p>ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が必要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。</p>

改定後	現行
<p>環境が整備されることが期待される。このほか、需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明等、本指針でガス小売事業者に求められる各種行為については、<u>需要家代理モデルにおいても代理人が適切に行うべきである。</u></p> <p>なお、<u>需要家代理モデルにおける消費者と代理事業者との間の代理契約については、消費者契約法(平成12年法律第61号)が適用される可能性がある。</u>消費者契約法関係で注意すべき点については、「<u>ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項例</u>」を参照すること。</p> <p>以下に、<u>需要家代理モデルのモデル図を示す。</u></p> <p>【需要家代理モデル】</p>  <p>代理人はあくまで「<u>需要家の代理人</u>」であり、小売供給契約の主体は小売事業者と需要家。 (※) こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。</p> <p>また、<u>需要家代理モデルに基づくガスの供給を「一括受ガス」と呼称すること</u>で、当該供給によりガスの供給者選択に一定の制約を課すことになると需要家へ誤認させる可能性があること、またそもそも一括受ガス自体がガス事業法上許容すべきものではないことから、<u>ガス小売事業者及び需要家の代理人が当該呼称を</u></p>	<p>以下に、<u>需要家代理モデルのモデル図を示す。</u></p> <p>【需要家代理モデル】</p>  <p>代理事業者はあくまで「<u>需要家の代理</u>」であり、小売供給契約の主体は小売事業者と需要家。 (※) こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。</p>

改 定 後	現 行
<p><u>使用しないことが望ましい。</u></p> <p>iii) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等</p> <p>ガスと継続的に提供される他の商品・役務のセット販売がされた場合において、需要家が、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除し、別のガス小売事業者等との契約へ切り替える場合も想定される。この場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間が個別に設定されていると、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金等が発生する事態が生じ得る（下図参照）。</p> <p>このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、ガス小売事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（<u>施行規則第13条第1項第21号</u>）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについて、適切に説明することが望ましい。</p> <p>（略）</p> <p>iv) （略）</p> <p>2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等</p> <p>(1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態</p> <p>ア 一括受ガスについて</p> <p><u>電力分野では、受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者</u><u>に書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為については、物理的な電気の使用・受電の実態に即さない契約を生じさせるものであることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）上許容すべきものではなく、また、最終的な電気の利用者がスイッチングをしたいと考えても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の利用者の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができない等の需要家保護の観点からも許容し得ないものとされている。</u></p>	<p>iii) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等</p> <p>ガスと継続的に提供される他の商品・役務のセット販売がされた場合において、需要家が、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除し、別のガス小売事業者等との契約へ切り替える場合も想定される。この場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間が個別に設定されていると、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金等が発生する事態が生じ得る（下図参照）。</p> <p>このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、ガス小売事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（<u>小売登録省令第3条第1項第21号</u>）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについて、適切に説明することが望ましい。</p> <p>（略）</p> <p>iv) （略）</p> <p>2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等</p> <p>(1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態</p> <p>ア 一括受ガスについて</p> <p>電力分野では、</p>

改 定 後	現 行
<p>ただし、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供については、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の利用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている。</p> <p>（略）</p> <p>また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナ―（整圧器）などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナ―（整圧器）については一般ガス導管事業者に保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと（ガス事業法第6条第1項参照）、<u>電力分野で許容されていない受電実態のない場合の行為と同様に供給元のガス小売事業者と最終的なガス利用者の間で契約関係がないため、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家による簡易・迅速なスイッチングができないこと、ガス小売事業者等の供給条件説明義務（ガス事業法第14条第1項）、書面交付義務（ガス事業法第14条第2項及び第15条第1項）、苦情等の処理の義務（ガス事業法第16条）</u>といったガス事業法上の需要家保護を確保できないことなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容し得ないものとされている（ガス小売事業者の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則（1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第196条第1号）。）</p> <p>(2) ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 問題となる行為</p>	<p>マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供がなされているが、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の利用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている。</p> <p>（略）</p> <p>また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナ―（整圧器）などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナ―（整圧器）については一般ガス導管事業者に保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと（ガス事業法第6条第1項参照）、<u>マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を課すことになることなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業者の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則（1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第196条第1号）。）</u></p> <p>(2) ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 問題となる行為</p>

改 定 後	現 行
<p>i) (略)</p> <p>ii) 媒介・取次・代理事業者の営業活動の在り方</p> <p>小売の全面自由化後、媒介・取次・代理事業者による様々な営業活動が予想されるが、その中で、テレビCM、WEB広告、チラシ等において、あたかも自己がガスの小売供給を行うかのような営業活動が行われる可能性がある。</p> <p>もっとも、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス小売事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・取次・代理事業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、ガス小売事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（ガス事業法第14条第1項並びに<u>施行規則第13条第1項第1号及び第2号</u>）。</p> <p>(略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 解除に速やかに対応しないこと</p> <p>需要家側から小売供給契約の解除の申出があった場合、ガス小売事業者により需要家の意に反した過度な「引き留め営業」や、過度な本人確認を行うことなどによって速やかに対応しない「引き延ばし営業」が行われるおそれがある。小売供給契約の解除の申出を受けたガス小売事業者や取次事業者が解除に正当な理由なく速やかに応じないこと（ガス小売事業者が、需要家から取次事業者との間の小売供給契約の解除の申出を受けた場合において、取次事業者に連絡するなどの対応を速や</p>	<p>i) (略)</p> <p>ii) 媒介・取次・代理事業者の営業活動の在り方</p> <p>小売の全面自由化後、媒介・取次・代理事業者による様々な営業活動が予想されるが、その中で、テレビCM、WEB広告、チラシ等において、あたかも自己がガスの小売供給を行うかのような営業活動が行われる可能性がある。</p> <p>もっとも、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス小売事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・取次・代理事業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、ガス小売事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（ガス事業法第14条第1項並びに<u>小売登録省令第3条第1項第1号及び第2号</u>）。</p> <p>(略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 解除に速やかに対応しないこと</p> <p>需要家側から小売供給契約の解除の申出があった場合、ガス小売事業者により需要家の意に反した過度な「引き留め営業」や、過度な本人確認を行うことなどによって速やかに対応しない「引き延ばし営業」が行われるおそれがある。小売供給契約の解除の申出を受けたガス小売事業者や取次事業者が解除に正当な理由なく速やかに応じないこと（ガス小売事業者が、需要家から取次事業者との間の小売供給契約の解除の申出を受けた場合において、取次事業者に連絡するなどの対応を速やかに取らないこ</p>

改 定 後	現 行
<p>かに取らないことを含む。)は、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p><u>また、需要家代理モデルにおける需要家は小売供給契約の主体であり、随時小売供給契約の見直しを行い、ガス小売事業者をスイッチングすることが可能であるが、需要家の代理人は、スイッチングに係る手続を迅速に行うべきである。</u></p> <p>※) 需要家からのクーリング・オフについての適切な対応</p> <p>特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。)は、訪問販売及び電話勧誘販売の2類型について、<u>最終保障供給並びに指定旧供給区域等小売供給及び指定旧供給地点小売供給をクーリング・オフの適用除外としており(特商法第26条第4項第2号並びに特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)第6条の3第2号及び附則第3項第3号及び第4号)、ガス小売事業者が訪問販売等で需要家と上記以外の小売供給契約を締結した場合をクーリング・オフの対象としているが、クーリング・オフによって需要家に対するガスの供給に支障が生じるようなことがあってはならない。このため、クーリング・オフの際、一般ガス導管事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止(閉栓)をせず、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般ガス導管事業者に通知した上で解除をすることが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの<u>需要家</u>の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</u></p> <p>また、<u>需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由にガスの供給を停止する際には、一般ガス導管事業者は、例えば以下の措置をとることなどが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クーリング・オフにより無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う5日程度前までに供給停止日を明示して、ガス小売事業者との小売供給契約等を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の 	<p>とを含む。)は、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>※) 需要家からのクーリング・オフについての適切な対応</p> <p>特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。)は、訪問販売及び電話勧誘販売の2類型について、<u>現行ガス事業法に規定する一般ガス事業及び簡易ガス事業による役務の提供をクーリング・オフの適用除外として</u>いる(特商法第26条第3項第2号及び特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)第6条の3第2号)。<u>ガスの小売業の全面自由化に伴い、ガス小売事業者が訪問販売及び電話勧誘販売の方法で消費者と自由料金による小売供給契約を締結した場合がクーリング・オフの対象とされた場合には、クーリング・オフによって需要家に対するガスの供給に支障が生じるようなことがあってはならない。このため、クーリング・オフの際、一般ガス導管事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止(閉栓)をせず、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般ガス導管事業者に通知した上で解除をすることが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの<u>使用者</u>の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</u></p> <p>また、<u>一般ガス導管事業者は、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由にガスの供給を停止する際には、例えば以下の措置をとることなどが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クーリング・オフにより無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う5日程度前までに供給停止日を明示して、ガス小売事業者との小売供給契約等を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の

改 定 後	現 行
<p>予告通知を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けている旧一般ガスみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当である。）。 <p>(2)～(4) (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（ガス事業法第14条第1項及び<u>施行規則第13条第1項</u>）。</p> <p>まず、ガス小売事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、<u>施行規則第13条第1項</u>の号数を示す。）。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス使用量の計測方法及び料金調定の方法（第11号） <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に期間の制限がある場合には、その制限の内容（第20号）及び変更や解除を申し出た需要家が負担する違約金等がある場合には、その内容（第21号） 第20号及び第21号に掲げるもののほか、需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に条件等がある場合には、その内容（第22号） <p>(略)</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合</p>	<p>予告通知を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けている旧一般ガスみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給）を申し込む方法があることを説明すること。 <p>(2)～(4) (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（ガス事業法第14条第1項及び<u>小売登録省令第3条第1項</u>）。</p> <p>まず、ガス小売事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、<u>小売登録省令第3条第1項</u>の号数を示す。）。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス使用量の計測方法並びに料金調定の方法（第11号） <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に期間の制限がある場合には、その制限の内容（第20号）、又は変更や解除を申し出た需要家が負担する違約金等がある場合にはその内容（第21号） 第20号及び第21号に掲げるもののほか、需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に条件等がある場合にはその内容（第22号） <p>(略)</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合</p>

改 定 後	現 行
<p>(略)</p> <p>i) 契約の更新の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合(料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合)については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる(施行規則第13条第2項)。</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次に述べる軽微な変更をする場合を除く。)には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる(施行規則第13条第3項)。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。</p> <p>なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識可能な方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。</p> <p>iii) 契約の軽微な変更の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項の概要について説明を行えば足りる(施行規則第13条第4項)。例えば、当該小売供給契約において、「A法第B条」という条項を引用している場合において、その「A法」の改正により「第B条」が規定の内容に変更なく単純</p>	<p>(略)</p> <p>i) 契約の更新の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合(料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合)については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる(小売登録省令第3条第2項)。</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次に述べる軽微な変更をする場合を除く。)には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる(小売登録省令第3条第3項)。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。</p> <p>なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識可能な方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。</p> <p>iii) 契約の軽微な変更の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項の概要について説明を行えば足りる(小売登録省令第3条第4項)。例えば、当該小売供給契約において、「A法第B条」という条項を引用している場合において、その「A法」の改正により「第B条」が規定の内容に変更</p>

改 定 後	現 行
<p>に「第C条」にずれるなど、当該小売供給契約の内容の実質的な変更とはならないようなものを想定している。また、変更された事項の概要について説明を行えば足りるため、上記事例の小売供給契約において「A法第B条」が複数箇所引用されている場合には、その一つ一つについて説明することを要しない。</p> <p>iv) 説明事項の一部省略が認められない場合</p> <p>前述の1(3)イi)からiii)のいずれの場合であっても、小売供給を受けようとする者が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある(施行規則第13条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項ただし書)。</p> <p>2 契約締結前の書面交付義務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遵守すべきルール</p> <p>ア 契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法(略)</p> <p>i) 原則</p> <p>契約締結前交付書面の内容は、需要家に対し説明すべき事項と同内容である(施行規則第13条第7項)。詳細は前述の1(3)アを参照。</p> <p>ii) 契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合</p> <p>前述の1(3)イで述べた、説明事項の一部省略が認められる場合(契約の更新の場合、軽微な変更以外の契約の変更の場合、契約の軽微な変更の場合)には、契約締結前交付書面において記載すべき事項についても同様の省略が認められる(施行規則第13条第8項から第10項まで)。ただし、需要家から説明事項を一部省略することについて承諾を得ていない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない(施行規則第13条第8項ただし書、第9項ただし書及び第10項ただし書)。</p> <p>イ 契約締結前の書面交付義務の例外的場合</p>	<p>なく単純に「第C条」にずれるなど、当該小売供給契約の内容の実質的な変更とはならないようなものを想定している。また、変更された事項の概要について説明を行えば足りるため、上記事例の小売供給契約において「A法第B条」が複数箇所引用されている場合には、その一つ一つについて説明することを要しない。</p> <p>iv) 説明事項の一部省略が認められない場合</p> <p>前述の1(3)イi)からiii)のいずれの場合であっても、小売供給を受けようとする者が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある(小売登録省令第3条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項ただし書)。</p> <p>2 契約締結前の書面交付義務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遵守すべきルール</p> <p>ア 契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法(略)</p> <p>i) 原則</p> <p>契約締結前交付書面の内容は、需要家に対し説明すべき事項と同内容である(小売登録省令第3条第7項)。詳細は前述の1(3)アを参照。</p> <p>ii) 契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合</p> <p>前述の1(3)イで述べた、説明事項の一部省略が認められる場合(契約の更新の場合、軽微な変更以外の契約の変更の場合、契約の軽微な変更の場合)には、契約締結前交付書面において記載すべき事項についても同様の省略が認められる(小売登録省令第3条第8項から第10項まで)。ただし、需要家から説明事項を一部省略することについて承諾を得ていない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない(小売登録省令第3条第8項ただし書、第9項ただし書及び第10項ただし書)。</p> <p>イ 契約締結前の書面交付義務の例外的場合</p>

改 定 後	現 行
<p>ガス小売事業者等が、小売供給契約を締結しようとする場合であっても、一定の場合には契約締結前の書面交付義務を原則どおり適用することは妥当でないことから、以下の場合について例外が認められている（<u>施行規則第13条第5項</u>）。</p> <p>i) 電話による説明を行う場合</p> <p>ガス小売事業者等が需要家に対し電話で営業活動をする場合には、供給条件の説明の際に書面を交付することが困難（例えば、事前に郵送で当該需要家に書面を送付した上で電話にて説明をすることなどが必要）であるため、需要家が承諾した場合には、<u>契約締結前交付書面を交付することを要しない（施行規則第13条第5項第1号）</u>。</p> <p>ただし、その場合であっても、電話での説明を行った後遅滞なく当該需要家に契約締結前交付書面を交付しなければならない（<u>施行規則第13条第6項</u>）。これは、後述の2（2）イii）に掲げる場合とは異なり、ガス小売事業者が需要家に対し説明する内容は説明義務を課されている全ての事項であって多岐に亘ることに配慮されたものである。</p> <p>ii) 契約の更新及び契約の軽微な変更の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）及び既に締結されている契約を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については、前述の1（3）イiii）を参照。）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の内容のうち変更があるのは契約期間に関するもの又は軽微な変更に関するものに限られるため、<u>契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行うことについて需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（施行規則第13条第5項第2号及び第3号）</u>。</p> <p>ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 （略）</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p>	<p>ガス小売事業者等が、小売供給契約を締結しようとする場合であっても、一定の場合には契約締結前の書面交付義務を原則どおり適用することは妥当でないことから、以下の場合について例外が認められている（<u>小売登録省令第3条第5項</u>）。</p> <p>i) 電話による説明を行う場合</p> <p>ガス小売事業者等が需要家に対し電話で営業活動をする場合には、供給条件の説明の際に書面を交付することが困難（例えば、事前に郵送で当該需要家に書面を送付した上で電話にて説明をすることなどが必要）であるため、需要家が承諾した場合には、<u>契約締結前交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第3条第5項第1号）</u>。</p> <p>ただし、その場合であっても、電話での説明を行った後遅滞なく当該需要家に契約締結前交付書面を交付しなければならない（<u>小売登録省令第3条第6項</u>）。これは、後述の2（2）イii）に掲げる場合とは異なり、ガス小売事業者が需要家に対し説明する内容は説明義務を課されている全ての事項であって多岐に亘ることに配慮されたものである。</p> <p>ii) 契約の更新及び契約の軽微な変更の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）及び既に締結されている契約を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については、前述の1（3）イiii）を参照。）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の内容のうち変更があるのは契約期間に関するもの又は軽微な変更に関するものに限られるため、<u>契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行うことについて需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第3条第5項第2号及び第3号）</u>。</p> <p>ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 （略）</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p>

改 定 後	現 行
<p>ガス小売事業者等は、ガス事業法第14条第3項の規定により、電磁的方法により小売供給に係る料金その他の供給条件を提供しようとするときは、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（<u>施行令第2条第1項</u>）。</p> <p>また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。<u>ただし、当該需要家が再び承諾をした場合は、この限りでない（施行令第2条第2項）。</u></p> <p>ii) 具体的な提供方法</p> <p>需要家の承諾を得た上で契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合の具体的な方法は以下のとおりである（<u>施行規則第13条第11項</u>）。</p> <p>① 電子メールによる場合</p> <p>ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、需要家に対し電子メールにより送信する方法（当該需要家が手元で当該電子メールの内容を出力することにより書面を作成することができる方法であることを要する。）によることが認められている（<u>施行規則第13条第11項第1号</u>）。</p> <p>② ホームページ等での閲覧による場合</p> <p>ガス小売事業者等が、インターネット上の自己のホームページ等に本来契約締結前交付書面に記載すべき内容を表示し、これを需要家の閲覧に供する方法によることが認められている（<u>施行規則第13条第11条第2号</u>）。なお、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがなく、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが望ましい。</p>	<p><u>需要家の承諾を得る方法については、ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）において今後定められる予定であるが、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる。</u></p> <p>また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。</p> <p>ii) 具体的な提供方法</p> <p>需要家の承諾を得た上で契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合の具体的な方法は以下のとおりである（<u>小売登録省令第3条第11項</u>）。</p> <p>① 電子メールによる場合</p> <p>ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、需要家に対し電子メールにより送信する方法（当該需要家が手元で当該電子メールの内容を出力することにより書面を作成することができる方法であることを要する。）によることが認められている（<u>小売登録省令第3条第11項第1号</u>）。</p> <p>② ホームページ等での閲覧による場合</p> <p>ガス小売事業者等が、インターネット上の自己のホームページ等に本来契約締結前交付書面に記載すべき内容を表示し、これを需要家の閲覧に供する方法によることが認められている（<u>小売登録省令第3条第11項第2号</u>）。なお、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがなく、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが</p>

改 定 後	現 行
<p>また、需要家が当該説明事項を出力することにより書面を作成することができない場合には、ガス小売事業者等は、当該ホームページ等に表示した説明事項について3ヶ月間は消去・改変できないようにしなければならない。</p> <p>③ 記録媒体による場合</p> <p>ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、フロッピーディスクやCD-ROMなどの記録媒体に記録して交付する方法によることが認められている（<u>施行規則第13条第1項第3号</u>）。</p> <p>④ 電磁的方法を利用した説明後の書面交付努力義務</p> <p>ガス小売事業者等は、前述の2（2）ウii）①から③に掲げる方法により説明事項を需要家に対し提供した場合であっても、需要家から書面で交付して欲しい旨の要請があった場合には、需要家の説明内容に対する理解を促すためにも、当該需要家に対し、契約締結前交付書面を交付するよう努める必要がある（<u>施行規則第13条第1項</u>）。</p> <p>3 契約締結後の書面交付義務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遵守すべきルール</p> <p>ア 契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法</p> <p>契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（ガス事業法第15条第1項及び<u>施行規則第14条第2項</u>）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。</p> <p>i) 原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所 ・契約年月日 ・ガス小売事業者の登録番号 ・媒介・取次・代理事業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあって 	<p>望ましい。</p> <p>また、需要家が当該説明事項を出力することにより書面を作成することができない場合には、ガス小売事業者等は、当該ホームページ等に表示した説明事項について3ヶ月間は消去・改変できないようにしなければならない。</p> <p>③ 記録媒体による場合</p> <p>ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、フロッピーディスクやCD-ROMなどの記録媒体に記録して交付する方法によることが認められている（<u>小売登録省令第3条第1項第3号</u>）。</p> <p>④ 電磁的方法を利用した説明後の書面交付努力義務</p> <p>ガス小売事業者等は、前述の2（2）ウii）①から③に掲げる方法により説明事項を需要家に対し提供した場合であっても、需要家から書面で交付して欲しい旨の要請があった場合には、需要家の説明内容に対する理解を促すためにも、当該需要家に対し、契約締結前交付書面を交付するよう努める必要がある（<u>小売登録省令第3条第1項</u>）。</p> <p>3 契約締結後の書面交付義務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遵守すべきルール</p> <p>ア 契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法</p> <p>契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（ガス事業法第15条第1項及び<u>小売登録省令第4条第2項</u>）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。</p> <p>i) 原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所 ・契約年月日 ・ガス小売事業者の登録番号 ・媒介・取次・代理事業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあって

改 定 後	現 行
<p>は、その旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売供給契約を締結しようとする際に説明すべきとされる<u>施行規則第13条第1項第3号から第27号までに掲げる事項</u>（ただし、第5号の「当該小売供給契約の申込みの方法」については契約締結時には不要であることから対象外。） ・ガスの供給支障時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要なガス導管事業者から各需要家に対し割り振られる供給地点特定番号 <p>ii) 契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合</p> <p>① 契約の更新の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結している小売供給契約を更新した場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、更新後の新たな契約期間（<u>施行規則第13条第1項第17号</u>）及び供給地点特定番号のみでよい（<u>施行規則第14条第3項</u>）。ただし、需要家がそのことについて承諾していない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（<u>施行規則第14条第3項ただし書</u>）。</p> <p>② 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売供給事業者又は取次事業者が、既に締結している小売供給契約を変更した場合（<u>施行規則第14条第1項</u>の軽微な変更をした場合であって、契約締結後交付書面を交付しないことについて需要家の承諾を得ている場合を除く。）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、変更した事項及び供給地点特定番号のみでよい（<u>施行規則第14条第4項</u>）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わった場合には、ガス小売事業者の氏名又は</p>	<p>は、その旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売供給契約を締結しようとする際に説明すべきとされる<u>小売登録省令第3条第1項第3号から第27号までに掲げる事項</u>（ただし、第5号の「当該小売供給契約の申込みの方法」については契約締結時には不要であることから対象外。） ・ガスの供給支障時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要なガス導管事業者から各需要家に対し割り振られる供給地点特定番号 <p>ii) 契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合</p> <p>① 契約の更新の場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を更新した場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、更新後の新たな契約期間（<u>小売登録省令第3条第1項第17号</u>）及び供給地点特定番号のみでよい（<u>小売登録省令第4条第3項</u>）。ただし、需要家がそのことについて承諾していない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（<u>小売登録省令第4条第3項ただし書</u>）。</p> <p>② 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売供給事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を変更した場合（<u>小売登録省令第4条第1項</u>の軽微な変更をした場合であって、契約締結後交付書面を交付しないことについて需要家の承諾を得ている場合を除く。）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、変更した事項及び供給地点特定番号のみでよい（<u>小売登録省令第4条第4項</u>）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わった場合には、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日に加えて、変更後の連絡先及び供給地点特定番号のみを契約締結後交付書面に記載すればよい。ただし、需</p>

改 定 後	現 行
<p>名称及び住所並びに契約年月日に加えて、変更後の連絡先及び供給地点特定番号のみを契約締結後交付書面に記載すればよい。ただし、需要家がそのことについて承諾しない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（<u>施行規則第14条第4項ただし書</u>）。</p> <p>イ 契約締結後の書面交付義務の例外的場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約についてその内容を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については前述の1（3）イiii）参照。）については、ガス小売事業者等は、需要家が承諾した場合には契約締結後交付書面を交付することを要しない（<u>施行規則第14条第1項</u>）。</p> <p>ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法</p> <p>契約締結前の書面交付義務と同様の理由により、ガス小売事業者等が、小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、以下に記載する情報通信の技術を利用する方法を用いて、契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供した場合には、契約締結後交付書面を交付したものとみなされる（ガス事業法第15条第2項）。</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p> <p>契約締結前交付書面の場合と同様である（<u>施行令第2条第3項</u>）（前述の2（2）ウi）参照）。</p> <p>ii) 具体的な提供方法</p> <p>需要家の承諾を得た上で契約締結後交付書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いる場合、その具体的方法は契約締結前交付書面の場合と同様である（<u>施行規則第14条第5項</u>。前述の2（2）ウii）参照。）</p>	<p>要家がそのことについて承諾しない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（<u>小売登録省令第4条第4項ただし書</u>）。</p> <p>イ 契約締結後の書面交付義務の例外的場合</p> <p>ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約についてその内容を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については前述の1（3）イiii）参照。）については、ガス小売事業者等は、需要家が承諾した場合には契約締結後交付書面を交付することを要しない（<u>小売登録省令第4条第1項</u>）。</p> <p>ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法</p> <p>契約締結前の書面交付義務と同様の理由により、ガス小売事業者等が、小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、以下に記載する情報通信の技術を利用する方法を用いて、契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供した場合には、契約締結後交付書面を交付したものとみなされる（ガス事業法第15条第2項）。</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p> <p><u>ガス事業法施行令において今後定められる予定であるが、契約締結前交付書面の場合と同様である</u>（前述の2（2）ウi）参照）。</p> <p>ii) 具体的な提供方法</p> <p>需要家の承諾を得た上で契約締結後交付書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いる場合、その具体的方法は契約締結前交付書面の場合と同様である（<u>小売登録省令第4条第5項</u>。前述の2（2）ウii）参照。）。</p>
<p>脚注</p> <p>¹ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>脚注</p> <p>¹ (略)</p> <p>² なお、小売登録省令に規定されている内容は、平成29年4月以降はガス事業法施行規</p>

改定後	現行
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 このような小売供給契約を締結しようとする際にガス小売事業者が供給条件として説明すべき事項については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】の1(3)アを参照されたい(特に<u>施行規則第13条第1項第8号及び第12号に関する箇所</u>)。</p> <p>5 <u>外形的・客観的に考察して、需要家の代理行為が需要家の代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合は、需要家と代理事業者との間の代理契約が利益相反行為として無権代理行為となる可能性があるため、当該代理契約を避けるべきである。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成30年12月改定)29頁参照。</p> <p>8 <u>経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成30年12月改定)35頁参照。</u> (削る)</p> <p>9~11 (略)</p> <p>12 <u>特定ガス発生設備による小売供給を行うガス小売事業者については、自己の維持及び運用する導管により小売供給を行っている需要家からクーリング・オフがあった場合には、一般ガス導管事業者による需要家保護措置は観念しえないためこのような対応を行う必要はないが、前述の1(2)イiv)で述べたとおり、クーリング・オフにより需要家が無契約状態となること等を需要家に説明することが望ましい。</u></p> <p>13~17 (略)</p>	<p>則(昭和45年通商産業省令第97号)において定められる予定である。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 このような小売供給契約を締結しようとする際にガス小売事業者が供給条件として説明すべき事項については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】の1(3)アを参照されたい(特に<u>小売登録省令第3条第1項第8号及び第12号に関する箇所</u>)。</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成28年7月改定)27頁参照。 (新設)</p> <p>8 <u>将来的に、一括受ガスという契約形態を許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家のニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理している。</u></p> <p>9~11 (略)</p> <p>12 <u>旧簡易ガス事業者等については、自己の維持及び運用する導管により小売供給を行っている需要家からクーリング・オフがあった場合には、一般ガス導管事業者による需要家保護措置は観念しえないためこのような対応を行う必要はないが、前述の1(2)イiv)で述べたとおり、クーリング・オフにより需要家が無契約状態となること等を需要家に説明することが望ましい。</u></p> <p>13~17 (略)</p>